

大石ふるさとづくり協議会 規約

第1条 (目的)

本会は、地域に暮らす住民がお互い知恵を出し合い、協力し合って住民自らが地域の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、活気と魅力あふれる元気な地域を形成していくことを目的とする。

第2条 (名称)

本会は、大石ふるさとづくり協議会と称する。

第3条 (事務所)

本会の事務所は、霊山地区交流館内（伊達市霊山町大石字西館73）に置く。

第4条 (区域)

本会の区域は、南方部、北方部、下方部の地域とする。

第5条 (事業)

本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- ① 霊山地区交流館の管理運営に関すること
- ② 交通安全、防犯及び防災に関すること
- ③ 地域住民の健康、福祉に関すること
- ④ 地域文化、スポーツ事業に関すること
- ⑤ 生涯学習に関すること
- ⑥ 環境に関すること
- ⑦ 児童及び青少年の健全育成に関すること
- ⑧ その他地域の振興に関すること

第6条 (構成)

本会は、大石地域に居住する者及び活動する各種団体をもって構成する。

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
 - ② 副会長 2名
 - ③ 事務局長 1名
 - ④ 会 計 1名
 - ⑤ 幹 事 10名以内
 - ⑥ 部会長 4名
 - ⑦ 監 事 3名
- 2 会長、副会長、事務局長、会計及び監事は、役員会において構成員の中から選出し、総会の承認を得る。

- 3 幹事は、大石地域の南方部、北方部、下方部から会長、副会長が推薦する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会員の互選により選任する。

第8条 (役員の職務)

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の庶務全般に関することを処理する。
- 4 会計は、本会の経理に関することを処理する。
- 5 幹事は、本会の運営を補佐する。
- 6 部会長は、本会の運営を補佐し、各部会の事業を総括する。
- 7 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

第9条 (役員等の任期)

役員等の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 (役員等の報酬金)

役員及び部会員に対して、報酬金を支払うことができる。

第11条 (代議員)

代議員は、本会を構成する各行政区(班)から選出された住民とし、代議員数は各行政区(班)の人口に応じた別表の基準による。

- 2 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。
- 3 代議員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 4 補欠により各行政区から選出した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 (顧問)

本会は、顧問を必要に応じておくことができる。

- 2 顧問は、役員会において会長が選任する。

第13条 (会議)

本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

第14条 (総会)

総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 (総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 出席者数（表決委任者を含む。）
 - ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
 - ④ 議事の経過の概要及びその結果
 - ⑤ 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印し、事務所に備え付ける。

第16条 (役員会)

役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、幹事及び部会長をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、役員会を構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

第17条 (部会)

部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の部会を設置する。

- ① 総務、企画部会
 - ② 教育、文化部会
 - ③ 健康、福祉部会
 - ④ 生活、安全部会
- 2 部会は、本会の構成員をもつて構成する。
 - 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。
 - 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
 - 5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - 7 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

第18条 (事務局)

本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

第19条 (会計)

本会の運営等に係る経費は、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収支することができる。

第20条 （監査）

会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

第21条 （書類及び帳簿の備え付け）

本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付ける。

第22条 （個人情報保護の取扱い）

本会が各種取り組みを推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用する。

第23条 （その他）

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成27年 4月 1日から施行する。

別 表 （第11条関係）

各行政区の人口数（12月末現在）	選出代議員数	備 考
50人以下	2名	
51人以上	3名	